

意見陳述者以外の応募者①

第15号様式（第16条関係）

意 見 書

2025年 4月 21日

（宛先） 白井市長

提出者住所
提出者氏名
電話番号
（法人にある場合は、法人の所在地、名称及び代表者の氏名）

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	富ヶ谷建設プロジェクト
---------	-------------

項 目	意 見 の 内 容
	データセンター建設に対しては基本的には反対だが、法律など諸々の規約に準拠しているのであれば建設そのものを阻止することは不可能と思っている。 であれば建設に伴い近隣住民に対して何かしらメリットとなることを提供していただきたい。 本件ではデータセンター建設に際し地域貢献用地を設けられているので、是非ここを充実化させていただきたい。例えば以下のような施設を提供いただけるのであれば住民としてメリットを感じられるので建設に対する抵抗感を軽減できると思う。 ①カフェ、レストラン、ベーカリー等（ファミレスなど大衆的ではないもの） ②公園、ドッグラン（ドッグカフェ併設）等の緑地（ペットとの共生が実現できるのであれば市としても対外的なアピールにもなると思われる） ※現状、データセンターの建設面積に対して地域貢献用地が狭いのでさらに拡張していただき、充実を図っていただきたい。



意見陳述者以外の応募者②

第15号様式（第16条関係）

意 見 書

7 年 4 月 20 日

（宛先）白井市長

提出者住

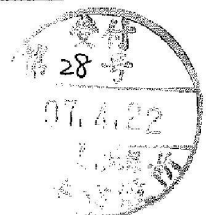
提出者氏

電話番号

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	印西都市計画復業務施設地区地区計画（白井市復（富ヶ谷地区）におけるデータセンター建設計画）
---------	---

項 目	意 見 の 内 容
	D.Cセニター建設絶対反対 1. 中島の学校の近くに40mもの建物の建設の許可を出す精神をうかがう金にならないか？ 金で買えない方法があるという。それは人口、住人を増やすこと。新鎌ヶ谷が成田まで地価の上っているのは白井だけおしり下っている。住人がいなくなる。しかし白井市に魅力がないから若人が住むと思う銀座から1時以内都内の住人は高くても買える。この白井市などにはある意味で4倍くらいあると思う。新鎌ヶ谷のマンションいくつかに住みかある？ JR東上線——羽田——成田（北総線） 白井駅は口際線にはなっていない。



意見陳述者以外の応募者③

第15号様式（第16条関係）

意見書

2025年 4月 16日

（宛先）白井市長

提出者住
提出者氏
電話番号

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	印西都市計画復業務施設地区地区計画（白井市復（富ヶ谷地区）におけるデータセンター建設計画）
項 目	意 見 の 内 容
眺 望	天気の良い日は双葉から富士山が見えるが、データセンターの建物がこの眺望を不可能にする
日照権	冬季は4月頃～日照が激減 以上の点から建設反対。建設するのであれば金銭的な保償を求める



第15号様式（第16条関係）

意見書

2025年 4月 16 日

（宛先）白井市長

提出者住
提出者氏
電話番号

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	印西都市計画復業務施設地区地区計画（白井市復（富ヶ谷地区）におけるデータセンター建設計画）
---------	---

項 目	意 見 の 内 容
建物の高さ	第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限10m）の真ん中に高さ40mものデータセンターを建設するという、異常なこの計画に強く反対する。 しかも、この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物等の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。 開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止するべきである。

意見陳述者以外の応募者④

第15号様式（第16条関係）

意見書

2025年4月20日

（宛先）白井市長

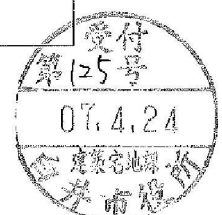
提出者住所
提出者氏名
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	印西都市計画復業務施設地区地区計画（白井市復（富ヶ谷地区）におけるデータセンター建設計画）
---------	---

項 目	意 見 の 内 容
建物の高さ	第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限10m）の真ん中に高さ40mものデータセンターを建設するという、異常なこの計画に強く反対致します。しかも、この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物等の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを（とくに低層住居の街並みの近傍で）大幅に高くしています。ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されません。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止するべきです。
日照被害	日照被害が著しい。とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなります。南山小中学校への通学路もとくに冬季に日影になり、暗くなったり道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じます。このような計画には強く反対します。
白井市都市計画審議会で審議されていないこと	今回の計画は白井市都市計画審議会で「概ね妥当」とされた計画とは異なります（データセンターの高さが審議されたものより（とくに低層住居の街並みの近傍で）大幅に高くなっている）。同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進めることは都市計画法及び白井市まちづくり条例に違反します。



建設工事の危険 や騒音や振動 及び 建設後の生活侵 害や交通の危険	この計画地は、恐ろしいことに住宅地であるとともに教育施設が建ち並ぶ文教地区でもあります。工事期間は大型車が連日行き交うことは容易に想像がつきます。居住している住民には騒音や振動等の影響が、通学する様々な年代の子供達には交通事故等の大きな危険が伴います。 また建設後も、日照など大きな影響があります。現在、学校の周辺は春になると見事な桜が咲きます。今まで卒業式や入学式などにおいて子供達やその保護者の思い出に色を添えてきました。そこにも巨大な建物の影が迫ってきます。 教育施設の隣が40メートルもの巨大な建物では、この地区で子育てをしたいと引っ越してくる新たな住民がいなくなり、現在居住している住民が老いていくだけになります。地価も下がり、相続にも問題が出て、税収は減り、負の遺産だけが残ります。 現在の市は目先のことだけ、ほんの一部の人だけしか見えていません。 そのような能力の無い政治家には辞めて頂き、住民の意見を問う選挙をし直すべきです。周辺住民だけの問題ではありません。データセンターについてこのような考え方を持っていて、市政についてこのような進め方を今後もなさるようであれば、白井市全体の今後にも関わってきます。
災害への不安	昨今はいろいろな災害がいつでもどこでも起こります。データセンターのような巨大な建物が、例えば火事になった場合、周辺にどれだけ影響するのでしょうか。「火事など起きません」とは言い切れません。 また、重油タンクも複数有るとのことですが、住宅街の真ん中に重油タンクが複数有る状態がどれだけ異常な事態か、計画を遂行している方は想像しないのでしょうか。さらにその重油タンクの個数も位置も住民には説明されていません。どれだけの消火設備がありどのような対応をし、どれだけの関係者がその情報を共有しているのか。周辺住民への説明は全くありません。 また、建物にはメンテナンスはつきものです。強風や地震などによる建物の崩落など、大小関わらず周辺住民に影響が出ます。その説明もありません。いちばん影響を受けなければならない、場合によっては居住地を奪われるかもしれない住民への説明もなく、目先の利益に目がくらんでいるこの計画は即刻中止すべきです。
まとめ	この計画は突然住民へ「決定したこと」として知らされました。住民への意見を伺うことはありませんでした。ここは住宅地です。長年ここで暮らしてきた生活があります。確かに土地は所有者の物です。しかし、周辺に多大な影響を与える物を建設するのに、その周りの生活者を無視する市政があるのでしょうか。驚きと憤りから白井市の市政に落胆し絶望しています。 この未来のない計画は即刻に中止すべきです。

意見陳述者以外の応募者⑤

第15号様式（第16条関係）

意 見 書

2025年 4月 24日

（宛先）白井市長殿

提出者住
提出者氏
電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	印西都市計画復業務施設地区地区計画（白井市復（富ヶ谷地区）におけるデータセンター建設計画）
---------	---

項 目	意 見 の 内 容
建物の高さ	第一種低層住居専用地域（絶対高さ制限10m）の真ん中に高さ40mものデータセンターを建設するという、異常なこの計画に強く反対する。しかも、この計画は、白井市都市計画審議会が「建築物等の高さの最高限度について、周辺環境への配慮についての周辺住民の理解をさらに深めた上で、必要な対応を検討して進めること。」について留意することを要望したにもかかわらず、これを無視し、審議会で審議された計画よりもさらにデータセンターの高さを大幅に高くしている。ことに、開発行為が制限されている市街化調整区域の規制を解除して、このような乱暴な開発行為をすることは許されない。白井市民の健康的で平穏な生活を破壊するこの計画は中止するべきである。
日照被害	日照被害が著しい。とくに冬季は朝の時間帯に日影になり、健康的で平穏な生活を営むことができなくなる。南山小中学校への通学路もとくに冬季に日影になり、暗くなったり道路が凍結したり、通学する児童・生徒にも危険が生じる。このような計画には強く反対する。
白井市都市計画審議会で審議されていないこと	今回の計画は白井市都市計画審議会で「概ね妥当」とされた計画とは異なる（データセンターの高さが審議されたものより大幅に高くなっている）。同審議会で審議されていない計画であるから、この計画を進めることは条例に違反する。



住宅地で高い建物は立たない。

休耕している 梨畑から のぼる 朝日を
毎日 みて 起き、春～秋は、島の ことばり
で 日が 焼ける。

日常の 幸せを これさないでほしい。

意見陳述者以外の応募者⑥

第15号様式（第16条関係）

意見書

令和7年4月11日

白井市長 笠井 喜久雄 様

提出者住所
提出者氏名
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

白井市まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

開発事業の名称	（仮称）富ヶ谷建設プロジェクト
---------	-----------------

項 目	意 見 の 内 容
富ヶ谷地区	ここは文教地区です、安全な静かな地区であるべきです。 子ども達の未来は大切です。 静かな環境の天で勉強すべきです。中国の語学 あります。親は子どものために三度居宅を変えたこと。 現世はそうはいきません。公園があって 駅も近く下と所山に転居して30年余。 今は静かな環境が唯一の財産です 財産を奪われるのでくない

